

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成19年10月16日

分任支出負担行為担当官

近畿地方整備局滋賀国道事務所長 福岡 彰三

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、滋賀国道事務所が行う道路公物管理業務のうち道路占用適正化業務を行うものであり、業務内容やデータの取扱には厳格な守秘とともに、特定の企業と関係しない公平・中立的な立場が求められる。また、業務の実施にあたっては、道路法に係る占用許可基準及び監督処分等の専門的な知識を有することはもとより、道路不法占用に関する専門的知識をもって是正指導を行い、業務を円滑に処理できる技術を有しているとともに、道路占用許可に関する補助業務を行った実績とその能力が必要であることから、(社)近畿建設協会(以下、「特定公益法人等」という。)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

- (1) 業務名 平成19年度草津維持出張所管内道路占用適正化促進補助業務
- (2) 業務内容 本業務は、滋賀国道事務所草津維持出張所管内において、道路敷地内に占用許可を受けることなく設置又は突出している工作物(看板、日除け、スポットライト等)の調査確認及び関連資料を整理し、当該物件所有者等に対し是正をはかり、道路管理の適正化を期することを目的とするものであり、次の業務を行うものである。①現地踏査：占用許可済み物件及び不法占用物件の確認を行う。②物件測定：現地踏査により把握した新規・変更物件の測定を行う。③個別説明・指導：訪問指導を原則と

し、不法物件の是正指導を行う。④現地調査及び確認：個別説明・指導後の是正状況を確認する。⑤台帳等の作成及び修正：台帳の作成、修正及びKROS（道路占用許可システム）へのデータ入力を行う。⑥指導書作成：指導の結果、是正されない物件に対し指導書作成を行う。⑦成果品の作成：本業務による調査及び指導等の報告を行う。

（３）履行期限 契約締結の翌日から平成２０年３月１０日まで

３．業務目的

本業務は、道路敷地内に占用許可を受けることなく設置又は突出している工作物（看板、日除け、スポットライト等）の調査確認及び関連資料を整理し、当該物件所有者等に対し是正をはかり、道路管理の適正化を期することを目的とするものである。

４．応募要件

（１）参加意志確認書の提出者に対する要件は次の通りとする

１）基本的要件

- ①予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。
- ②平成１９・２０・２１年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」の近畿地域の競争参加資格の認定を受けていること。
- ③近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

２）技術力に関する要件

道路法に係る占用許可基準及び監督処分等の専門的な知識を有しており、道路不法占用に関する専門的な知識を持って是正指導を行い、業務を円滑に処理できる技術力を有していること。

３）中立性・公平性に関する要件

建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業との資本、もしくは人事関係がないこと。ここでいう「資本、もしくは人事関係」とは、次のイ）又はロ）に該当する関係である。

イ）参加表明者と建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は受注希望がある企業との間で、一方が、もう一方の発行済株式総数の１００分の５０を超える株式を有し、又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資を行っている関係。

ロ）参加表明者の代表権を有する役員が、建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業の代表権を有する役員を兼ねて

いる関係。

4) 守秘性に関する要件

守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。

5) 業務執行体制に関する要件

①滋賀県内に本社・本店、又は支社・支店・営業所等があること。

②道路占用適正化促進補助業務を行うことのできる要員を十分に確保していること。

6) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について1件以上の受注実績を有している者。

- ・同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局（但し、港湾空港部を除く）が発注した近畿地方整備局管内における道路の不法占用物件に関する調査及び指導に関する業務
- ・類似業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局管内の各府県・政令市が発注した道路の不法占用物件に関する調査及び指導業務

(2) 配置予定主任技術者に対する資格要件及び業務実績は以下のとおりとする。

①配置予定主任技術者

・資格要件

配置予定主任技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

ア) 過去5年間に同種業務の実績を有するもの。

イ) 過去5年間に類似業務の実績を有するもの。

ウ) 近畿地方整備局で道路関係の技術的な行政経験を15年以上有するもの。

②配置予定担当者

・資格要件

配置予定担当者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

ア) 同種業務の実績を有するもの。

イ) 類似業務の実績を有するもの。

ウ) 近畿地方整備局で道路関係の技術的な行政経験を5年以上有するもの。

エ) 道路管理に関する実務経験が大学・高専卒業後2年以上又は高校卒業後5年以上有するもの。

・同種又は類似業務の実績

下記に示される同種又は類似業務について1件以上の受注実績を有している者。

- ・同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局（但し、港湾空港部を除く）が発注した道路の不法占用物件に関する調査及び指導に関する業務

- ・類似業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局管内

の各府県・政令市が発注した道路の不法占用物件に関する調査及び指導業務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒520-0803 大津市竜が丘4番5号

近畿地方整備局滋賀国道事務所 経理課 契約指導係

電話 075-523-1741（内線223） FAX075-523-1996

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成19年10月17日（水）から平成19年11月2日（金）まで

（土、日曜日および祝日は除く。交付時間は9時00分から16時00分まで）

(1) に同じ。

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成19年11月5日（月）16時00分 (1) に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）または電送（事前に担当部局へ連絡を入れること。）すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1) に同じ。

(3) 当該応募者に対して企画提案による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限：平成19年11月15日（木） 16時00分

(4) 詳細は説明書による。

以上